

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

市民部 市民課
☎ 82-1112

住民基本台帳法に基づき、閲覧状況を公表します。
住民基本台帳の閲覧は、国または地方公共団体の事業や世論調査、学術研究調査など、公共性の高い事業のために認められるものです。営利目的での閲覧はできません。

■対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日 ■閲覧方法：住民基本台帳の一部の写しの閲覧

【国または地方公共団体の機関の請求による閲覧】（住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表）

閲覧日	国または地方公共団体の機関	請求目的	閲覧に係る住民の範囲
R1.9.6	福島県生活環境部国際課	県内の外国人住民の生活状況やニーズに関するアンケートの対象者抽出	市内全域 20歳以上の外国人住民 92件
R1.9.9	福島県企画調整部統計課	2019年全国計構造調査の調査予定世帯を抽出し、調査単位区世帯一覧の作成	船引町船引、滝根町菅谷 134件
R1.11.5～6	自衛隊福島地方協力本部	自衛官、陸上自衛隊高等工科大学校生に関する募集事務	H14.4.2～H15.4.1出生までの男子と女子、H17.4.2～H18.4.1出生までの男子（日本人住民のみ） 473件

【個人または法人の申し出による閲覧】（住民基本台帳法第11条の2第12項に基づく公表）

閲覧日	申出者	委託者	請求目的	閲覧に係る住民の範囲
R1.6.5	(株)サーベイリサーチセンター 東北事務局長 千葉記章	福島県	「県民の運動・スポーツに関する実態調査」の対象者抽出	船引町全域 満20歳以上満80歳未満の男女 65件
R1.7.1	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	国立大学法人 大阪大学	「情報行動と政治・社会意識に関する調査」の対象者抽出	船引町東部台二、三丁目 18～69歳の男女 23件
R1.7.3	MOGコンサルタント(株) 代表取締役 森石登	福島県	「令和元年度福島県政世論調査」の対象者の住所等の把握	船引町船引、大越町下大越 満15歳以上の男女 30件
R1.10.4	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	独立行政法人 労働政策研究・研修機構	「職業と生活に関する調査」の対象者抽出	常葉町西向、常葉町鹿山 25歳以上65歳未満の男女 30件
R1.10.15	(株)ITスクエア 代表取締役社長 渡邊亨	福島県	「男女共同参画・女性の活躍促進等に関する県民意識調査」対象者の住所等の把握	船引町、滝根町 満20歳以上60歳未満の男女 40件
R1.11.8	(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次	福島県立 医科大学	「過去の体験と現在の活動の実態調査」の対象者名簿作成	常葉町常葉 満20歳以上80歳未満の日本国籍を有する男女 40件
R1.11.29	(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次	福島県立 医科大学	「健康と情報についての調査」の対象者名簿作成	都路町古道 満20歳以上80歳未満の日本国籍を有する男女 31件
R1.12.19	(株)RJCリサーチ 代表取締役 守住邦明	国立大学法人 東京大学	「少子高齢化社会における家族・出生・仕事に関する全国調査」の対象者抽出	船引町東部台三、四丁目 18～49歳の男女 8件
R1.12.20	(株)山手情報処理センター 代表取締役 田中秀夫	国立大学法人 東京大学	「日本人の情報行動調査」の対象者抽出	船引町船引 13～79歳の男女 23件

情報公開・個人情報保護制度の運用状況を公表します

総務部 総務課
☎ 81-2111

田村市情報公開条例と田村市個人情報保護条例に基づき、それぞれの条例の運用状況を公表します。

【令和元年度情報公開制度の運用状況】

■行政情報開示請求件数 33件
※30年度：27件、29年度：30件

■行政情報開示請求権者の区分

請求者の区分	人数
市の区域内に住所を有する者	6人
市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	2人
実施機関が行う事務または事業に利害関係を有する者	4人
報道機関など（任意開示）	3人

■実施機関別の開示請求内訳

実施機関	件数	割合
総務部	3件	9.1%
市民部	2件	6.1%
保健福祉部	1件	3.0%
産業部	19件	57.5%
建設部	2件	6.1%
教育委員会	5件	15.2%
選挙管理委員会	1件	3.0%

■開示等決定の状況

決定区分	件数	割合
全部開示	9件	27.3%
部分開示	19件	57.5%
その他（不存在）	5件	15.2%

■部分開示の理由

不開示の理由	件数	割合
個人識別情報	12件	63.1%
法人等事業活動情報	4件	21.1%
事業遂行情報	3件	15.8%

■不服申し立ての状況

実施機関が決定した行政情報の不開示や部分開示に対して、不服申し立てはありませんでした。

【令和元年度個人情報保護制度の運用状況】

■個人情報開示請求の状況

個人情報の開示請求、訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

～ ご存知ですか？ 不動産取得税のこと ～

〈不動産取得税とは〉

売買・贈与などで不動産を取得したとき、または新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし、相続により取得したときには課税されません。

〈納める税額〉

取得したときの不動産の固定資産評価額の3%（住宅以外の家屋は4%）

※宅地の取得に対する特例…宅地を令和3年3月31日までに取得した場合は当該土地の価格を2分の1とする特例があります

※なお、一定の要件を満たしている場合に軽減措置が適用されますが、申請手続きが必要です

〈三世同居・近居住宅を取得する方へ〉

子育て支援の一環として、三世以上の方が県内で同居または近居する住宅を平成29年4月1日から令和7年3月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により軽減することができます。

詳しくはお問い合わせいただくか、「福島県税務課」を検索してください。



☎福島県県中地方振興局 県税部 不動産取得税チーム ☎024-935-1254
福島県税務課 ☎024-521-7068

要支援1・2と判定された方、生活機能の低下がみられる方へ 田村市通所型短期集中予防サービスをはじめました

住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らすために、運動機能などの改善を行い皆さんの「やりたい！」を応援します。

●こんなことはありませんか？

- ・膝や腰が痛くて掃除をするのが大変。痛みを和らげて家の掃除ができればいいな。
- ・外出するのがおっくうになった。体力をつけて買い物や旅行がしたい。
- ・入院して体力が落ちてしまった。体力を戻して畑仕事をしたい。
- ・ちょっとした段差につまずくようになって、転ばないか不安。もっとしっかり歩けるようになりたい。
- ・地域のサロンに行きたい。

●通所型短期集中予防サービスとは？

リハビリ専門職が、筋力・バランス力・持久力などの評価を行ない、個別プログラムを立案します。個別プログラムに基づき、機能訓練を週1回（約2時間）、3カ月間行い、日常生活での困りごとを自分でできるように支援するサービスです。

●サービスを利用できる方は？

要支援1・2と判定された方、総合事業対象者（生活機能の低下がみられる方）で以下の要件が該当する方
①掃除、買い物、入浴、趣味活動などの生活に支障があり、サービス利用により改善見込みのある方
②関節疾患がある方で、改善見込みのある方
③通所型サービスを利用していない方

●利用料金は？

1回500円（送迎を希望される方は、100円加算されます。）

☎田村市地域包括支援センター ☎68-3737
保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115